

松浦市監査委員公表第12号

監査の結果に係る措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年8月4日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 川下 高広

措置状況報告

政策企画課

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>2.支出事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 課長の出張命令書で、出張命令専決者(副市長)の決裁がないものがあった。松浦市事務決裁規程別表第2に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>課長の出張命令書の一部において、決裁区分を誤認していたもので、当該出張命令書については専決者である副市長の決裁を受けました。併せて、松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理するよう周知徹底を行いました。</p>
<p>イ 実費弁償の出張命令書において、旅行諸費支出の根拠となる「終日に及んだ場合」の出発・帰着時間の確認がないものがあった。松浦市実費弁償条例第3条の規定に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>実費弁償の出張命令書の一部において、出発・帰着時間の確認を失念していたもので、当該出張命令書に出发・帰着時間を記載のうえ確認を行いました。併せて、松浦市実費弁償条例の規定に基づき適正に処理するよう周知徹底を行いました。</p>
<p>【指導事項】</p> <p>ア 旅費精算書において、備考欄に変更事由・内容が記載されているが、命令権者からの命令内容変更の承認印がないものがあった。会計事務の手引きを確認のうえ処理を行われたい。</p>	<p>旅費精算書の一部において、命令権者から備考欄の変更事由・内容の確認を受けることを失念しておりました。当該旅費精算書に命令権者の承認を受け、併せて、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう周知徹底しました。</p>
<p>イ 実費弁償請求書において、「松浦市実費弁償条例第1条第〇号に該当」の記載がないものがあった。会計事務の手引きを確認のうえ処理を行われたい。</p>	<p>実費弁償請求書の一部において、該当条文の記載を失念しておりました。当該実費弁償請求書に根拠となる条例の該当条文の記載を行い、併せて、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう周知徹底しました。</p>
<p>3.契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 新年度の初日から開始される業務委託に係る見積り合わせが、年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積り合わせは支出負担行為の一連の手續きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行うか、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。</p>	<p>新年度の初日から開始される業務委託の一部において、見積り合わせを年度開始前に行うことができると誤認していたものです。今後は、関係規則等に基づき適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>
<p>イ 予定価格調書を作成する必要がある事案について、予定価格調書を作成していないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項の規定に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>業務委託の一部において、予定価格調書を省略できると誤認していたものです。今後は、松浦市財務規則に基づき適正に処理するよう周知徹底を行いました。</p>
<p>ウ 随意契約により賃貸借契約を締結しているもので、予定価格調書を作成しておらず、見積結果において決定金額が予算額を上回る額となったにもかかわらず、その額で相手方を決定し、決定金額とは異なる契約を締結しているものがあった。</p>	<p>当該契約は簡易トイレの賃貸借契約で、予定価格調書を省略できると誤認しておりました。また、見積執行において、1回目の見積金額が予算超過のため決定に至らず、最低見積金額の業者から提示があった再度の見積金額により業者を決定し契約を締結していたものです。今後は、関係書類を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

<p>【指導事項】 ア 1者随意契約の業者選定理由が適正であるか疑義のあるものが見受けられた。随意契約は、契約方法の特例であることを十分認識し、可能な限り競争入札や複数業者からの見積書の徴取を行うなど、公平、公正で透明性のある契約となるよう努められたい。</p>	<p>1者随意契約を行った業務委託の一部において、業者選定理由を明確に記載していないものがありました。当該決裁文書については、1者随意契約でなければならない業務内容であるかを再確認し、理由が不明瞭なものについては、理由を補足するために必要な文言を追記いたしました。併せて、1者随意契約を選択する場合は、安易な理由で判断することがないように理由を明確に記載し、根拠法令に基づき適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>
<p>イ 1者随意契約を行う場合の実施同等で、根拠法令の適用条項(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)は記載されてあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあった。決裁文書に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨も併記し、法令及び例規に該当する根拠を明らかにされたい。</p>	<p>1者随意契約を行った業務委託の一部において、認識不足により、財務規則上の根拠規定の記載を省略しておりました。当該決裁文書については、松浦市財務規則第86条第4項但し書きの規定による1者随意契約であることを追記いたしました。併せて、事務処理において法令及び例規に該当する根拠を明確に記載するよう周知徹底しました。</p>
<p>ウ 業務委託で、契約変更請書を締結しているもののうち、前履行期間の完成年月日に誤りがあるものがあった。</p>	<p>業務委託の一部において、受託業者が提出する契約変更請書の前履行期間の完成年月日を誤って記載していたものです。受託業者の了解を得たうえで、当該請書に記載された前履行期間の完成年月日を正式な日付に訂正いたしました。併せて、関係書類を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>
<p>エ 随意契約しているもので、見積結果報告がないものがあった。</p>	<p>随意契約の一部において、見積結果報告を失念していたものです。今後は、関係書類を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>
<p>4.財産管理事務 【指導事項】 ア 令和2年4月から黒潮港周辺の工業用水道事業用地内に仮設トイレを設置しているが、設置に関して所管課との協議がなされていなかった。当該行政財産の所管課と確認、調整を行い、権利関係に支障が生じないよう適正に対応されたい。</p>	<p>当該用地における簡易トイレの設置及び維持管理については、あらかじめ所管課と協議を行い、当該用地の使用許可を受けている団体と市が取り交わした覚書の内容が使用許可条件の範囲内であることを確認いたしました。併せて、関係規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を行いました。</p>
<p>5.庶務・文書管理事務 【指摘事項】 ア 出張復命書の提出がないものがあった。松浦市役所処務規程第9条第3項の規定に基づき処理されたい。</p>	<p>出張復命書の提出を失念しておりました。今後は、松浦市役所処務規程に基づき適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

未措置理由書

政策企画課

指摘等を受けた事項	未措置である理由
<p>1.収入事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 令和元年度分の諸収入の未収金が令和2年度においても収納されていなかった。未収金の早期解消に取り組まれない。</p>	<p>当該未収金については、債務者の連絡先等が特定できなかったため、対応できなかったものです。継続調査の結果、今般、債務者の現在の連絡先等を特定することができたため、本年度において早期の未収金回収に取り組みます。</p>
<p>3.契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>エ 産業医委託業務について、労働安全衛生規則第15条第1項では産業医による作業場等の巡視が定められているが、令和2年度においては巡視は行われていなかった。法令遵守に努められない。</p>	<p>ご指摘のあった作業場等の巡視については、実施に向けた産業医との調整を十分に行うことができませんでした。本年度においては、安全衛生委員会を早期に開始し、コロナ禍における巡視の実施方法等の協議を行い、法令遵守に努めます。</p>